

平成20年6月、地下鉄サリン事件などのオウム真理教による犯罪行為の被害者又はその遺族に対して国から給付金を支給することを内容とした「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」案が第169回通常国会に議員立法として提出され、衆参両院の全会一致で可決・成立し、同年12月18日より施行されています。

ここでは、本法の概要等について述べていきます。

## 第1 概要

### 1 趣旨

本法は、

地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること

オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていることなどを踏まえ、国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにすることにかんがみ、これらの被害者等に対して給付金を支給するものです。

### 2 オウム真理教犯罪被害者等給付金

オウム真理教による対象犯罪行為（次の表のとおり）により、

死亡した者の遺族

障害が残った者（当該犯罪行為によらないで死亡したときは、その遺族）

傷病を負った者（同上）

に対して、国からオウム真理教犯罪被害者等給付金が支給されます（法第2条第1項及び第3条第2項）。

#### 対象犯罪行為

国の統治機構を破壊する等の主義の下に行われた悪質かつ重大なテロ行為

- ・ 松本サリン事件（平成6年6月27日～28日にかけて発生）
- ・ 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）

オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった方々が犠牲となったもの

- ・ 弁護士及びその妻子の殺害事件（平成元年11月4日発生）
- ・ サリンを使用した弁護士の殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
- ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生）
- ・ VXを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
- ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成7年1月4日発生）
- ・ 公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

### 3 給付金の額

被害者が受けた被害の類型に応じて、次の額が支給されます（法第5条第1項）。

死亡	2,000万円
障害（注）	
イ 介護を要する障害（障害等級第1・2級で常時又は随時介護を要するもの）	3,000万円
ロ 重度の障害（同上第1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（同上第4～14級）	500万円
傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

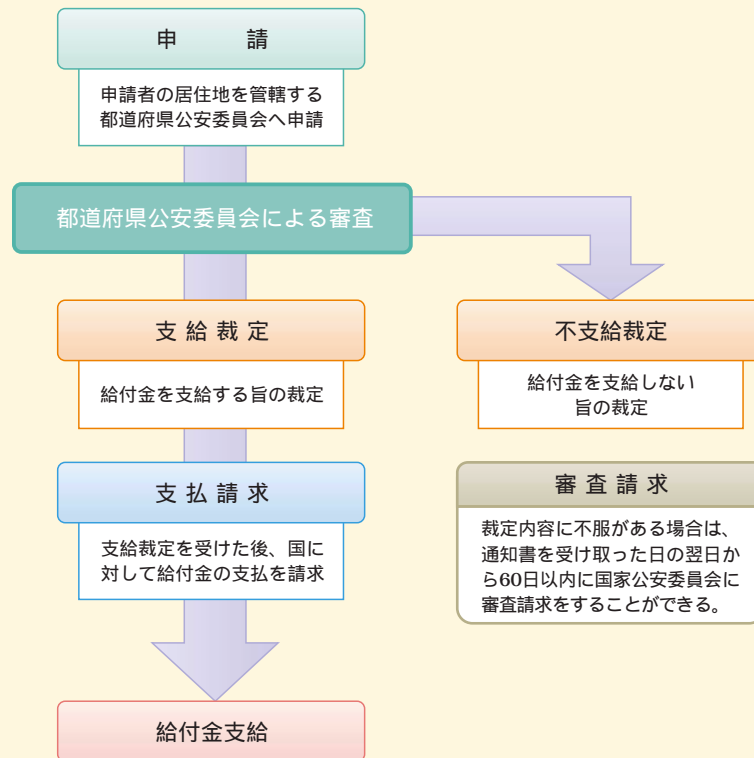
（注）障害等級は、オウム犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）の別表に定められています。

### 4 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行い、当該公安委員会による裁定を受けなければなりません（法第6条第1項）。また、申請の受付は、各都道府県警察の本部又は警察署で行っています。

都道府県公安委員会による支給裁定後（法第7条第1項）、被害者等から国に対する給付金の支払請求と国における支給手続を経て、国から被害者等へ給付金が支給されます。

給付金支給までの流れ



### 5 申請期間

申請は、平成20年12月18日（木）から2年間に限りすることができます（法第6条第2項及び附則第1条）。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます（法第6条第3項）。

## 第2 法の施行状況

### 1 被害者に関する資料の整備

地下鉄サリン事件等のオウム真理教による犯罪行為からすでに十数年が経過しており、給付金の裁定に必要な資料を保有していない被害者が多数見込まれることを踏まえ、法第8条第4項において、都道府県公安委員会は、公務所や破産管財人が保有する被害者に関する資料を裁定の資料として用いることにより、被害者等の申請に係る負担を軽減することとされております。

そのため、国家公安委員会は、法第9条第1項により、

オウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人より、オウム真理教に対する破産申立事件の記録

法務省、警視庁、長野県警察本部より、起訴状、捜査書類等の刑事事件の訴訟に関する書類

厚生労働省、東京消防庁、警視庁、防衛省などより、被害者等が受けた労働者災害補償保険法その他の法令による給付などに係る記録

につき提供を受け、警察庁において被害者ごとに整理する作業を行った上で、同条第2項により、当該資料を都道府県公安委員会へ提供しました。

### 2 周知措置

広報用ポスター・パンフレットの活用

警察庁において作成した広報用ポスターを市役所、町役場等の公共施設、協力いただいた民間施設等に広く掲示するとともに、広報用パンフレットを各都道府県警察の本部、警察署等の警察施設に備え付けることにより、本給付金の制度について周知しています。



広報用ポスター

個別通知の実施

警察庁より、1の被害者に関する資料に登載されている被害者又はその遺族に対して、本給付金の制度に関する案内文と広報用パンフレットを郵送することにより、当該制度につき個別に通知しています。

都道府県警察による申請の呼びかけ

都道府県警察において、1の被害者に関する資料において対象犯罪行為により死亡したとされている被害者の遺族や障害が残ったとされている被害者に対して個別に訪問し、本給付金の制度について説明を行ったほか、未だ申請をしていない被害者等に対して電話連絡するなど、より多くの被害者等が本法により救済されるよう申請を呼びかけております。

### 3 被害類型別申請・裁定・支給状況（平成21年3月17日現在）

被害類型（給付額）	申請	裁定	支給	
死亡（2,000万円）	25件	24件	23件	
障害	要介護（3,000万円）	4件	4件	2件
	重度（2,000万円）	1件	0件	0件
	その他（500万円）	30件	9件	6件
傷病	重傷病（100万円）	873件	601件	238件
	その他（10万円）	2,292件	1,543件	546件
合計	3,225件	2,181件	815件 (総額:84,260万円)	

申請、裁定、支給それぞれの件数の差は手続中であることによる。